



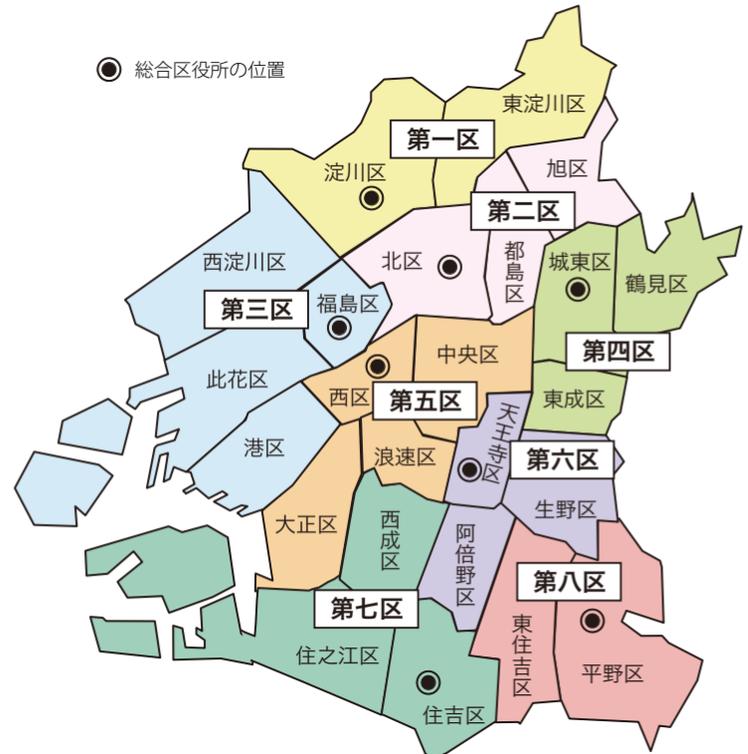
## 「区割り」や「区の名称」は決定しているの？

「区割り」や「区の名称」を含む総合区素案については、決定したものではありません。

「区割り」は素案をもとに、市会で議論を進めています。「区の名称」は、素案では仮称を記載しているものであり、総合区の設置が決定した後、設置する日までの間に住民の皆さんのご意見を踏まえ条例で定めます。

区割り案		
総合区名 (仮称)	区 域	総合区役所の位置
第一区	淀川区・東淀川区	淀川区役所
第二区	北区・都島区・旭区	北区役所
第三区	福島区・此花区・港区・西淀川区	福島区役所
第四区	東成区・城東区・鶴見区	城東区役所
第五区	中央区・西区・大正区・浪速区	西区役所
第六区	天王寺区・生野区・阿倍野区	天王寺区役所
第七区	住之江区・住吉区・西成区	住吉区役所
第八区	東住吉区・平野区	平野区役所

- ◆ 区の名称は仮称
- ◆ 総合区役所の位置は、今後の施設利用計画や組織体制の確定等に伴い、変更する可能性があります。
- ◆ 現在の24区単位に、地域自治区事務所を設置



### ここがポイント！

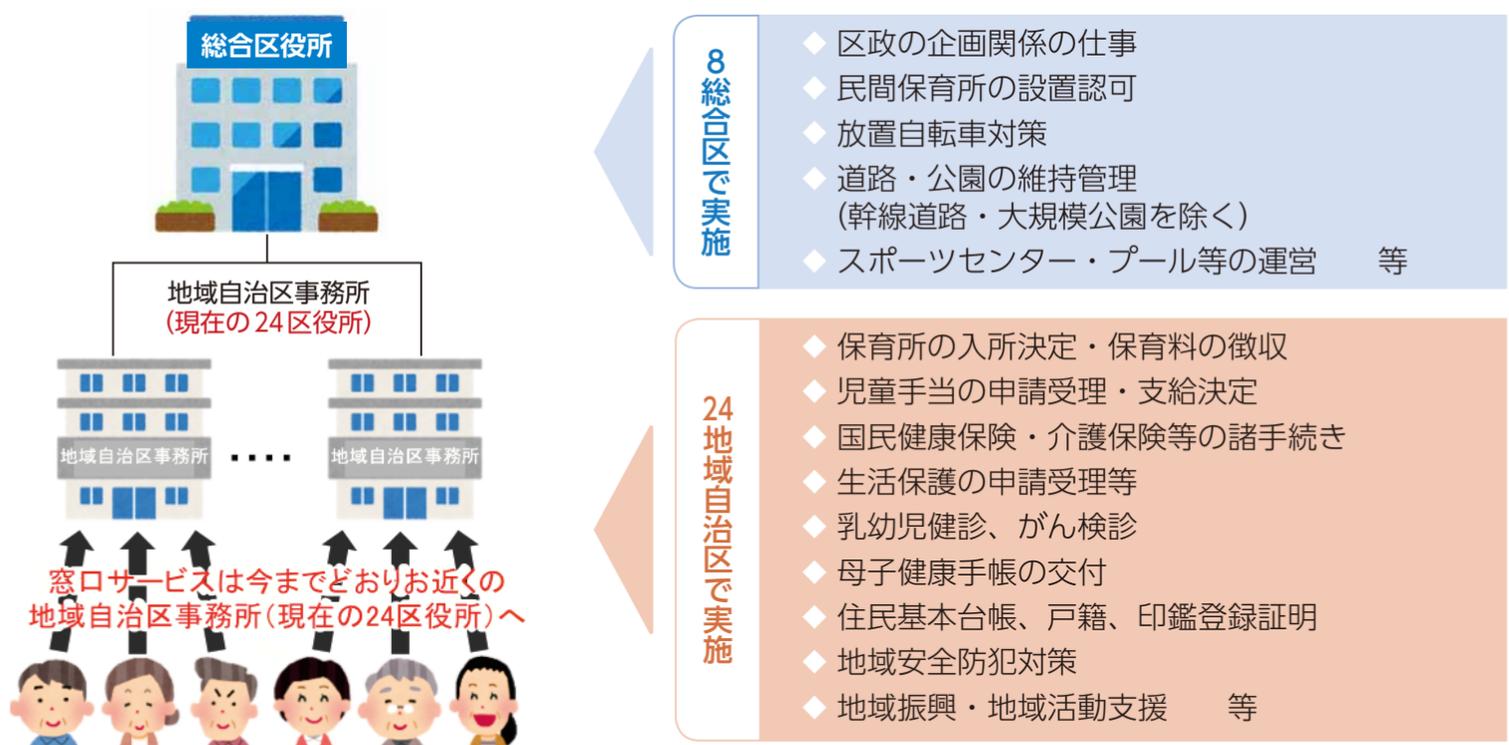
「区割り」はこれから市会で議論して決定していきます。  
「区の名称」は皆さんのご意見もお聴きしながら、今後決定していきます。



## 区役所が遠くなって、窓口サービスが不便にならないの？

住民の皆さんの利便性に影響が生じないように、現在の24区単位で地域自治区事務所を設置し、現在の区役所・保健福祉センターで実施している窓口サービスを引き続き実施します。また、地域協議会の運営など地域に密着した事務も実施します。

なお、総合区域内のまちづくりや区政に係る企画調整などは、総合区役所に集約して実施することになります。



### ここがポイント！

皆さんの利便性を考慮して、総合区設置後も、24の地域自治区事務所で引き続き窓口サービスを実施します。